

平成29年8月から、 高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いします。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		現役並み 課税所得 145万円以上 の方	44,400円
一般 課税所得 145万円未満 の方 ^{※1}	12,000円	44,400円	
住民税非課税 世帯	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		現役並み 課税所得 145万円以上 の方	57,600円
一般 課税所得 145万円未満 の方 ^{※1}	14,000円 (年間上限14万4,000円)	57,600円 (多数回44,400円 ^{※2})	
住民税非課税 世帯	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限が下がります。